

教育委員会臨時会議事日程

令和2年4月17日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

3 審議案件

教委第1号議案 横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正について

教委第2号議案 第28期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について

教委第3号議案 横浜市学校保健審議会委員の任命について

教委第4号議案 教職員の人事について

教委第5号議案 教職員の人事について

教委第6号議案 審査請求に関する教育長臨時代理について

4 その他

令和2年4月17日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○4/23 令和2年度「子供の読書活動優秀実践校・図書館」文部科学大臣表彰受賞

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

3 その他

「緑園東小学校」「若葉台特別支援学校」 「戸塚図書館」が文部科学大臣表彰を受賞します

横浜
読書

【概要】

文部科学省では平成14年度から子どもの読書活動の一層の推進に資するため、特色のある優れた実践を行っている学校・図書館・団体(個人)に対し、大臣表彰を行っています。横浜市では、令和2年度の子供の読書活動優秀実践校・図書館として、「緑園東小学校(泉区)」と「若葉台特別支援学校(旭区)」の2校、「戸塚図書館(戸塚区)」の1館が、4月23日(木)に受賞します。

【表彰式】

表彰式は、4月23日(木)に開催される文部科学省主催の「『子ども読書の日』記念子どもの読書活動推進フォーラム」で行われる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

【活動の様子】



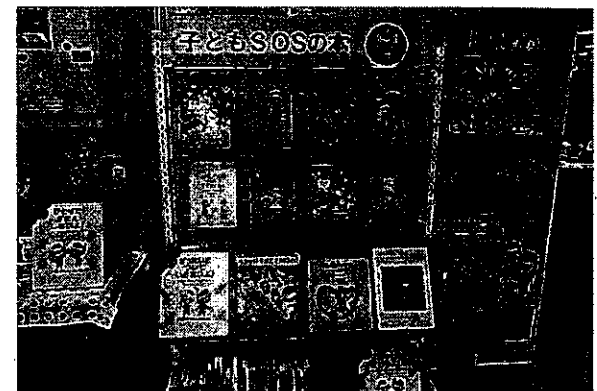
緑園東小学校「図書委員による読み聞かせ」



若葉台特別支援学校「知的障害教育部門の生徒から
肢体不自由教育部門の児童生徒に向けた読み聞かせ」



戸塚図書館「0歳からの絵本に親しむ講座」



戸塚図書館「子どもSOSの本」展示

裏面あり

【活動内容（特色ある活動例）】

緑園東小学校（泉区）

保護者や地域、近隣の大学生による児童への読み聞かせ、朝の一斉読書が定着し、地域を巻き込んだ取組が幅広く展開されています。また、図書委員による読み聞かせのほか、異学年ペアが学校図書館で一緒に読書をする「なかよし班ごとの来館企画」、さまざまなジャンルに興味を持ってもらうために、多分類の図書を読む「ジャンル読みビンゴカード」など、特色ある取組が活発に行われています。さらに、公立図書館見学や近隣大学との連携をカリキュラムに位置付けることで、子どもの生涯を見据えた豊かな読書活動を実践しています。

若葉台特別支援学校（旭区）

若葉台特別支援学校は肢体不自由教育部門と知的障害教育部門の2つの部門からなり、肢体不自由教育部門の児童に向けた取組として、読み聞かせのほか、地域ケアプラザから寄贈された布絵本、布おもちゃの活用などさまざまな読書活動が行われています。一方、知的障害教育部門では、生徒によるブックトークが行われています。また、知的障害教育部門の生徒が肢体不自由教育部門の児童生徒に読み聞かせを行うなど交流が行われています。さらに、司書教諭と学校司書が連携して行う読書クイズや、給食メニューと絵本『くりとぐら』（福音館書店）をコラボさせた読み聞かせなど特色ある取組が行われています。

戸塚図書館（戸塚区）

「戸塚区読書活動推進目標」のもと、区役所や学校・地域と連携しながら様々な取組が行われています。区内各施設において、わらべうたや絵本を介して親子でコミュニケーションを図ることの楽しさを知ってもらうため「0歳からの絵本に親しむ講座」等を開催しています。また、いじめや児童虐待、家庭内暴力等をテーマとした児童書を「子どもSOSの本」と名付け、図書リストの作成や展示を行うことで、子どもとその周囲に子どもの命を守ることの重要性を発信しています。

戸塚図書館の児童書の貸出冊数は、平成26年度から5年間連続して増加しており、子どもの読書活動の推進に成果をあげています。

■活動の詳細についてのお問合せ

横浜市立緑園東小学校 校長 副島 江理子 (Tel 045-811-6710)

横浜市立若葉台特別支援学校 校長 小林 淳一 (Tel 045-923-1300)

横浜市戸塚図書館 館長 長谷川 祐子 (Tel 045-862-9413)

お問合せ先

(読書活動全般について)

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 宮田 純一 Tel 045-671-3236

(受賞校について)

教育委員会事務局小中学校企画課情報教育担当課長 柳下 裕明 Tel 045-671-4498

(受賞図書館について)

教育委員会事務局中央図書館企画運営課長 水野 純子 Tel 045-262-7342

緊急事態宣言の発令に伴う市立学校における一斉臨時休校等の取扱い

市立学校の一斉臨時休校については、令和2年4月3日に各学校に対して、4月8日から20日までの期間を休校とするよう通知しましたが、7日に神奈川県を含む7都府県にたいして「緊急事態宣言」が発令され、神奈川県知事から、県内市町村に対して、公立学校における対応についての要請がありました。

これらを踏まえて、市立学校における一斉臨時休校期間を5月6日まで延長するとともに、期間中の取扱いを改めて決定し、4月8日付で全校に通知しました。

1 休校期間

令和2年4月8日（水）から5月6日（水）まで

※ 上記期間は部活動も実施しないこととします。

2 緊急受入れ

上記休校期間中、保護者の就業等の事情やその他の家庭での対応が困難な場合について、各学校で、通常の授業時間（原則14時30分まで）児童の受入れを行います。

なお、小学校1～4年生児童、特別支援学校の児童生徒等を対象とします。

3 校庭開放

児童の心身の健康保持及び居場所の確保のために、小学校児童を対象に校庭開放を行います。実施日は各学校にて決定することとし、概ね90分程度で設定します。

4 登校日

「緊急事態宣言」の発令を受け、当面の間、実施を見合わせることにします。

今後の実施の取扱いについては、実態を踏まえて検討します。

5 学習保障

休校期間の長期化を受けて、家庭学習を課す等の措置を講じます。

また、4月8日から、小学校1年生から高等学校3年生を対象に、パソコン、タブレット、スマートフォン等からアクセス可能な配信方法にて、教科書の内容を基にしたインターネット上での動画配信を行います。

インターネット環境がない家庭等には、各学校で動画視聴環境を整えるなど、個別に対応します。

裏面あり

参考資料

(1) 緊急受入れ実績 (4月8日~15日実施分)

(単位:人)

| | 小学校1~4年生 (個別支援学級含む) | 中学校 個別支援学級 | 特別 支援学校 | 計 ※()は割合 |
|-----------|------------------------|---------------|------------|---------------|
| 4月 8日 (水) | 10,572 | 35 | 138 | 10,745 (8.7%) |
| 9日 (木) | 10,217 | 38 | 93 | 10,348 (8.4%) |
| 10日 (金) | 9,709 | 36 | 99 | 9,844 (8.0%) |
| 13日 (月) | 7,844 | 29 | 102 | 7,975 (6.5%) |
| 14日 (火) | 7,687 | 43 | 125 | 7,855 (6.4%) |
| 15日 (水) | 7,198 | 50 | 87 | 7,335 (5.9%) |

(2) 校庭開放実績 (4月8日~14日実施分)

(単位:人)

| | 小学校1~6年生 (個別支援学級含む) ※()は割合 |
|-----------|-----------------------------------|
| 4月 8日 (水) | 9,347 (5.2%) |
| 9日 (木) | 12,255 (6.9%) |
| 10日 (金) | 11,541 (6.5%) |
| 13日 (月) | 295 (0.2%) |
| 14日 (火) | 7,860 (4.4%) |

※ 4/13 は終日雨天

教図企第45号
令和2年4月8日

企画運営課長
サービス課長
調査資料課長
地域図書館長

中央図書館長

緊急事態宣言に伴う市立図書館の対応について（通知）

現在、市立図書館では、閲覧フロアへの立ち入りを禁止し、予約した図書の貸出、図書の返却、予約の受付などの一部サービスに限定しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する「緊急事態宣言」が4月7日に国から発出されたことを受け、神奈川県からも「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が示されました。生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛すること、また「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底するために、市立図書館は4月11日（土）から5月6日（水）まで全館臨時休館いたします。

新規の予約の受付（WebOPAC*、電話）及び予約して用意できた本の貸出も臨時休館中は休止することとします。

*WebOPACでの予約の受付は4月10日（金）20:30をもって休止します。

【参考】

<令和元年度>

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市立図書館の対応について（教図企1475号）」

閲覧席の利用や書架エリアの利用を中止し、予約した資料の窓口での貸出、返却などに限定

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市立図書館の対応の延長について（教図企第1524号）」

3月31日まで対応を延長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市立図書館の対応の延長について（教図企第1623号）」

4月12日まで対応を延長

<令和2年度>

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市立図書館の対応の延長について（通知教図企第21号）」

5月6日まで対応を延長

担当：企画運営課 山内、安部
電話：262-7334

臨時休校期間中の教職員の自宅勤務について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けては、これまでも、時差出勤や職免の付与などにより対応してきたところですが、今回の緊急事態宣言の発令を受け、令和2年4月8日総人第26号副市長通知にて「職場での感染拡大を防ぐため、職員同士の接触を極力避けるような仕組みを検討すること」とされたことや、出勤が必要な場合においても出勤者の7割削減、接触機会の8割削減を求めるとの国の方針が示されたことを踏まえて、臨時休校期間中の自宅勤務の取扱いについて、4月10日及び14日付で全校に通知しました。

1 教職員の自宅勤務

(1) 自宅勤務の実施

学校長が必要と判断した場合には、職務命令により自宅勤務させることができるものとし、自宅勤務の実施が困難な場合は、時差出勤や年次休暇取得などにより対応することとします。

なお、自宅勤務の実施にあたっては、以下の点に留意し、各学校の実情に応じて対応することとします。

- ・ 緊急受入れや保護者等からの相談対応などの学校運営に支障がない範囲で実施すること。
 - ・ 教職員間で自宅勤務を実施する日数に著しい偏りが生じないようにすること。
 - ・ 校種別の出勤者数の目安
 - 【小学校】 教職員全体の3分の1程度の出勤者数（約7割が自宅勤務）
 - 【中学校】 教職員全体の5分の1程度の出勤者数（約8割が自宅勤務）
 - 【高等学校】 教職員全体の5分の1程度の出勤者数（約8割が自宅勤務）
 - 【特別支援学校】 教職員全体の3分の1程度の出勤者数（約7割が自宅勤務）
- ※出勤者を7割減らすことを意識しつつ、各学校の実情に応じて、校長の判断により、自宅勤務を可能な限り推奨することとします。

(2) 対象となる職員

市立学校に勤務する全教職員

※会計年度任用職員を含む

(3) 本取扱いの運用期間

令和2年4月13日（月）から学校再開日の前日まで

2 感染拡大防止に向けた教職員の主なサービス取扱い

- (1) 午前7時15分開始から10時開始までの柔軟な時差出勤（教職員版フレックスタイム制度）
- (2) 通勤時の混雑を避けるための自家用車通勤の許可
- (3) 職員又は同居親族等に発熱等の風邪症状が見られ、外出を控える必要のある職員に対する職免の付与

一斉臨時休業期間中の児童生徒向け学習動画の tvk（テレビ神奈川）での放送について

横浜市教育委員会では、一斉臨時休業期間中の横浜市立学校の児童生徒に学習の機会を提供するため、インターネット上で学習動画を配信していますが、このたび tvk（テレビ神奈川）のご協力を得て、一部の学習動画を tvk サブチャンネル（032）でも放送します。

テレビで学習動画を視聴できるようになり、児童生徒の自宅学習がより充実するとともに、神奈川県内の多くの児童生徒にも動画を視聴していただけるようになります。

1 放送内容

(1) 対象学年

小学校（小学部）1年生から中学校（中学部）3年生

(2) 放送する教科等

小学校（小学部）及び中学校（中学部）の全教科等を対象に、主に4月に予定されている知識・技能の習得を中心とした学習内容

(3) 講師

指導主事及び小中学校の教員約180名

(4) 時間

1コマ10分程度

2 放送予定

4月20日（月）から5月6日（水） 番組名：テレビでLet's study

月～金：9時00分～16時30分／土・日：9時30分～14時00分

20日（月）～22日（水）の番組表は、別紙をご参照ください。

23日（木）以降の番組表は下記URLをご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html>

（参考）tvkサブチャンネル（032）について

・デジタル放送では、ひとつのチャンネルで、2つの番組（メインチャンネル / サブチャンネル）を同時に放送でき、今回動画を放映するのは、tvkサブチャンネル（032）。

・サブチャンネル視聴方法

【方法①】チャンネルを3CHに合わせ、リモコンの上下ボタンの「上」を押して切り替える。

【方法②】リモコンの「チャンネル番号入力ボタン」を押し、「032」を入力する。

3 現在配信している市内児童生徒用システムでの公開について

引き続き横浜市立学校の児童生徒は、これまでのシステムCloud Campusを利用して、学習動画を視聴することができます。

URL：<https://preview.ccampus.org/>

TVK 番組表

4月20日(月)・21日(火)・22日(水) 3日間

| 時間帯 | 学年 | 教科等 | チャプター |
|----------------|----------|------|--------------------------------|
| 小学校1・2年生 | 1年生 | 入門 | 新1年生のための小学校の一日 |
| | 1年生 | 入門 | はるさがし |
| | 1年生 | 入門 | 新1年生のための学校行事と学校たんけん |
| | 1年生 | 国語 | なんていおうかな |
| | 2年生 | 図工 | 切って、ひねって、つなげると |
| | 1年生 | 算数 | なかまづくりとかず① |
| | 1・2年生 | YICA | いろんないろ みいつけた |
| | 2年生 | 国語 | 春がいっぱい |
| | 1・2年生 | 体育 | からだほぐしの うんどうあそび |
| | 1年生 | 算数 | なかまづくりとかず② |
| 小学校3・4年生 | 3・4年生 | 総合 | キャラクターから地いきを考えよう① |
| | 3年生 | 国語 | 国語辞典を使おう |
| | 4年生 | 図工 | ひらめきコーナー |
| | 3・4年生 | 特活 | バランスよく食べよう |
| | 3年生 | 理科 | 風とゴムの力のはたらき |
| | 4年生 | 国語 | 漢字の組み立て |
| | 3・4年生 | 総合 | キャラクターから地いきを考えよう② |
| | 3年生 | 国語 | 漢字の音と訓① |
| | 4年生 | 社会 | わたしたちの県のまちづくり |
| | 3年生 | 国語 | 漢字の音と訓② |
| 小学校5・6年生 | 3・4年生 | 体育 | 体ほぐしの運動 |
| | 5年生 | 国語 | 漢字の成り立ち |
| | 6年生 | 理科 | 理科の学習で身に付ける力 |
| | 5年生 | 家庭 | はじめよう!家庭科(ガイダンス) |
| | 6年生 | 体育 | 病気のおこり方 |
| | 5・6年生 | 家庭 | ソーイング はじめの一步 |
| | 5年生 | 理科 | 理科の学習で身に付ける力 |
| | 6年生 | 国語 | 漢字の形と音・意味 |
| | 5年生 | 体育 | 心の健康 |
| | 6年生 | 図工 | ひらめきコーナー |
| 中学校1年(2・3年生含む) | 5年生 | 国語 | 和語・漢語・外来語 |
| | 1年生 | 国語 | これまでに読んだ文章から、心情を表す語彙を集め、整理する学習 |
| | 1・2・3年 | 保健体育 | 体ほぐしの運動 |
| | 1年生 | 数学 | 整数の性質「倍数と約数、素数と素因数分解」 |
| | 1・2・3年 | 特別活動 | よりよい睡眠について考えよう |
| | 1年生 | 国語 | 言葉カレンダーを作ろう |
| | 1年生 | 数学 | 整数の性質「1から100までの素数を見つけよう!」 |
| | 1・2・3年 | 美術 | 紙から広がる世界 |
| | 1年生 | 国語 | 興味をもったり疑問に思ったりしたことについて調べよう |
| | 中学校2・3年生 | 2年生 | 国語 |
| 3年生 | | 数学 | 多項式の計算① |
| 2年生 | | 理科 | 「化学変化と原子・分子」炭酸水素ナトリウムの熱分解 |
| 3年生 | | 外国語 | 最近していることについて聞いたり伝えたりしよう |
| 2年生 | | 国語 | 語彙手帳を作ろう |
| 3年生 | | 国語 | 関心のある事柄について自分の考えを書く |
| 2年生 | | 外国語 | 昨日したことについて聞いたり伝えたりしよう |
| 3年生 | | 国語 | 俳句を座標軸で整理する |
| 2年生 | | 国語 | 読んだ本の魅力を紹介する |

教委第1号議案

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正について

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部を次のように改正する。

令和2年4月17日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

市長部局において、横浜市情報セキュリティ管理規程の一部改正を行ったことに伴い、本市で統一した情報セキュリティ対策を進める必要があることから、教育委員会においても横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年8月横浜市教育委員会達第6号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 渕 信 也

第11条第1号中「物理的なセキュリティ対策」を「物理的な情報セキュリティ対策」に改め、同条第2号中「人的なセキュリティ対策」を「人的な情報セキュリティ対策」に改め、同条第3号及び第4号中「技術的なセキュリティ対策」を「技術的な情報セキュリティ対策」に改める。

附 則

この達は、公布の日から施行する。

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(第1条から第10条、省略)</p> <p>(情報資産の分類及び対策の策定)</p> <p>第11条 情報セキュリティ総括責任者は、情報資産を分類し、適切な情報セキュリティの水準を維持するために、当該分類に応じ、次に掲げる対策を定めるとともに、情報資産そのものを取り扱う場面や職員を必要最小限とするなど、必要に応じ取扱制限を行わなければならない。</p> <p>(1) 情報システムを設置した場所への不正な立入り又は情報資産の持出し若しくは破壊等の物理的な侵害から情報資産を保護するための <u>物理的なセキュリティ対策</u></p> <p>(2) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備及び周知徹底をはじめとした情報資産を取り扱う職員に対する教育等の <u>人的なセキュリティ対策</u></p> <p>(3) 情報資産に対する不正アクセスの防止、コンピュータウイルス対策等の <u>技術的なセキュリティ対策</u></p> <p>(4) インターネットの利用に伴うリスクに対する、接続点の限定等の <u>技術的なセキュリティ対策</u></p> | <p>(第1条から第10条、省略)</p> <p>(情報資産の分類及び対策の策定)</p> <p>第11条 情報セキュリティ総括責任者は、情報資産を分類し、適切な情報セキュリティの水準を維持するために、当該分類に応じ、次に掲げる対策を定めるとともに、情報資産そのものを取り扱う場面や職員を必要最小限とするなど、必要に応じ取扱制限を行わなければならない。</p> <p>(1) 情報システムを設置した場所への不正な立入り又は情報資産の持出し若しくは破壊等の物理的な侵害から情報資産を保護するための <u>物理的な情報セキュリティ対策</u></p> <p>(2) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備及び周知徹底をはじめとした情報資産を取り扱う職員に対する教育等の <u>人的な情報セキュリティ対策</u></p> <p>(3) 情報資産に対する不正アクセスの防止、コンピュータウイルス対策等の <u>技術的な情報セキュリティ対策</u></p> <p>(4) インターネットの利用に伴うリスクに対する、接続点の限定等の <u>技術的な情報セキュリティ対策</u></p> |
| <p>(第12条から第15条、省略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この達は、平成17年9月1日から施行する。 (横浜市教育委員会電子計算機処理に係るシステム及びデータ保護管理規程の廃止)</p> <p>2 横浜市教育委員会電子計算機処理に係るシステム及びデータ保護管理規程(平成12年6月教委達第5号)は、廃止する。</p> <p>附 則(平成22年3月教委達第3号) (施行期日)</p> <p>1 この達は、平成22年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成28年3月教委達第2号)</p> | <p>(第12条から第15条、省略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この達は、平成17年9月1日から施行する。 (横浜市教育委員会電子計算機処理に係るシステム及びデータ保護管理規程の廃止)</p> <p>2 横浜市教育委員会電子計算機処理に係るシステム及びデータ保護管理規程(平成12年6月教委達第5号)は、廃止する。</p> <p>附 則(平成22年3月教委達第3号) (施行期日)</p> <p>1 この達は、平成22年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成28年3月教委達第2号)</p> |

この達は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月教委達第 1 号）

この達は、公布の日から施行する。

この達は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月教委達第 1 号）

この達は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 月教委達第 号）

この達は、公布の日から施行する。

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正について

1 趣旨

本市の情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を踏まえ策定している、「横浜市情報セキュリティ管理規程（以下「管理規程」という。）」に基づき実施しています。

このたび、市長部局において管理規程の一部改正を行ったことに伴い、本市で統一した情報セキュリティ対策を進める必要があることから、教育委員会においても「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程」を一部改正します。

2 改正概要

情報資産の分類及び対策の策定において、文言の意味を明確化するため、「セキュリティ」と記載されている部分を「情報セキュリティ」に修正します。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和2年5月15日（金）